平成２９年（フ）第１１９号
大分県別府市青山町12番28号　市営青山住宅Ｃ棟104号
債務者　中村　正樹
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
大分市大字竹矢865番地
債務者　田中　紫苑
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
大分市大字駄原2881番地の65の２（フレグランス上春日Ａ101）
債務者　御手洗紀子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
宮崎市佐土原町下田島9467番地１　ミネルバ401号
債務者　緒方　耕三
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
宮崎県都城市南鷹尾町22街区７号
債務者　成竹　　晃
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３０号
鹿児島県姶良市西餅田1066番地10
債務者　下山眞奈美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市国分清水４丁目６番14号　サンプレス国分Ａ棟
債務者　小松　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目12番10号
債務者　瀬戸口栄一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目12番10号
債務者　瀬戸口千鶴子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目23番10―403号　トーカンマンション
債務者　橋元みどり
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
鹿児島県南さつま市加世田村原１丁目２番地１　加世田グランドハイツ401号
債務者　中熊　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２０１号
広島県福山市引野町５丁目３番20―703号
破産者　三宅　弘一
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４号
広島県福山市手城町２丁目12番29号　Ｅスペース手城205
破産者　伊藤喜美代
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４号
広島県福山市東川口町３丁目３番27―７号
破産者　木下真由美
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２０号
広島県福山市鞆町鞆1056番地
破産者　中山　貴義
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６７８４号
千葉県船橋市海神町南１丁目714―110、住民票上の住所東京都江東区亀戸９丁目14―15―808
破産者　吉村茂こと　楚　　建国
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４号
埼玉県三郷市彦糸１丁目173番地、旧住所埼玉県川口市大字赤山1064番地の７　パロネラ102号
破産者　千代田梨沙
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
埼玉県志木市柏町４丁目１番10―211号、旧住所埼玉県志木市本町１丁目３番10号
破産者　大杉　真輝
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目２番５号　パレス月寒西110―203号
破産者　緒方　　宏
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部